

【NSW 州】シドニー大都市圏等における集合住宅の屋内共用場所でのマスク着用義務化(7月13日(火)以降)

【ポイント】

- シドニー大都市圏とその周辺地域では、7月13日(火)以降、集合住宅の屋内共有場所(ロビー、エレベーター、共用廊下等)でのマスク着用が義務となります。
- 州政府は外出制限令の違反者には罰金をはじめとした厳しい対応を取っています。当地の市中感染を止めるためにも、外出制限令の内容をよく確認し、遵守してください。

【本文】

1 NSW 州政府はシドニー大都市圏での新型コロナウイルスの市中感染者数が引き続き増加している現状を危機的に捉えており、規制を強化しています。

2 シドニー大都市圏、Blue mountains 地域、Central Coast 地域、Wollongong 地域及び Shellharbour 地域では、7月13日(火)以降、集合住宅の屋内共有場所では、マスク着用が義務となります。住民だけでなく、ビル管理人、コンシェルジュ、清掃人、配送業者など、集合住宅内に立ち入るすべての人にマスク着用が義務となります。マスク着用が義務となるのは、共同玄関、ロビー、エレベーター、共用廊下等、すべての屋内共有場所です。NSW 州内のマスク着用義務に関する詳細は NSW 州ウェブサイトでご確認ください。

3 州政府は外出制限令の違反者には罰金をはじめとした厳しい対応を取っています。当地の市中感染を止めるためにも、外出制限令の内容をよく確認し、遵守してください。不明な点がある場合には、NSW 州保健省に電話(1800 943553)でご確認ください。

○NSW 州政府ウェブサイト

(7月13日以降のマスク着用義務)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/rules/face-mask-rules#residential-buildings>

(公衆衛生命令違反の罰則等)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/rules/legislation-and-penalties>

(州の新型コロナウイルス情報)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19>

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12、1 O'Connell Street、

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web: [https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

Email: [japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp](mailto:japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp)

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録／読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>